

はらだ内科内視鏡健診クリニック 訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人一誠会が開設する、はらだ内科内視鏡健診クリニック(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師(以下「職員」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所名称等)

第3条 事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 はらだ内科内視鏡健診クリニック
- ② 所在地 旭川市1条通16丁目右7号

(職員の員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

看護師1名以上

看護師は、訪問看護計画書の作成及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。また、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況を把握し必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
土曜日8時30分から12時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 健康チェックと助言(血圧・脈拍・呼吸・体温など)
- ② 特別な病状の観察と助言
- ③ 心の健康チェックと助言
- ④ 寝たきり、床ずれ予防のためのケア
- ⑤ 清潔のケア
- ⑥ 排泄のケア
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症のケアと相談援助
- ⑨ 検査・治療促進の為の看護
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 医療保険及び高齢者医療保険法による訪問看護を提供した場合、下記の通り徴収する。
訪問看護費:各種健康保険法に基づく自己負担割合として1回の訪問につき
訪問看護費(介護予防) × 負担割合(1~3割)
加算料金:各加算料の金額、回数に応じた負担割合(1~3割)
- 3 死後の処置料は、5,000円(実費、消費税を含む)とする。
- 4 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意を得る事とする。
- 5 料金改定があった場合は、書面により利用者及びその家族に説明し同意を得る事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旭川市、東神楽町、東川町、鷹栖町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに連絡し、適切な処置を行う事とする。

(ハラスメント対策)

第10条 はらだ内科内視鏡健診クリニック職場におけるハラスメントの防止に関する規定を順守する。

(身体拘束)

- 第11条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次にあげる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生、再発を防止するため次の措置を講ずものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該職員または、利用者家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとし、業務継続計画を定期的に見直し必要に応じた変更を行うこととする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、はらだ内科内視鏡健診クリニックの感染対策委員会にてその対策を協議、対応指針を整備し、定期的に研修会や訓練を実施して感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。

令和8年6月15日改訂